

宮古市立学校の教育職員に関する  
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月

宮古市教育委員会

## 1. 計画の趣旨、現状

### (1) 計画の趣旨

宮古市教育委員会は、令和5年に「宮古市立小・中学校教職員多忙化解消対策方針」を策定し、学校とともに、教職員の負担軽減・健康確保等に取り組んできました。

時間外勤務の状況は改善傾向にあるものの、依然として長時間勤務する教職員がいる状況です。

今般、国により「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律」が施行されるにあたり、より一層教職員の健康及び福祉の確保を図る必要があります。

本教育委員会では、このことを受けて令和8年度から令和11年度までの期間で「宮古市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」を改めて策定し、取り組んでいくこととしました。

この計画は、「時間外在校時間」の削減を通して、教職員のワークライフバランスの実現に努めることはもとより、教職員の「働きやすさ」と「働きがい」を両立し、子どもたちによりよい教育を行うことを目的として策定するものです。時間的な余裕を生み出すことが、教職員本人のため、そして子どもたちのためになることを願い、この計画を実行してまいります。

### (2) 本市の現状

○「宮古市立小・中学校教職員多忙化解消対策方針」の取組の結果、本市における教職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	小学校	中学校	合計
年平均	月24.5時間	月32.0時間	月28.1時間
月45時間以上の者	348人 14.7%	442人 25.3%	790人 17.6%
月80時間以上の者	2人 0.1%	38人 2.2%	40人 1.0%
年360時間以上の者	66人 2.8%	57人 3.3%	123人 3.0%

時間外在校等時間が45時間を超える割合は17.6%であり、これは年々減少傾向となっている。行事の時期には準備等のため、時間外在校等時間が増大している。また、保護者対応の時間も多い傾向にある。今後、行事運営におけるさらなる効率化を図ることや保護者への対応時間帯を検討するなどして、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要である。

こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定するものである。

## 2. 目標

### (1) 時間外在校等時間に関する目標

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
月80時間以上の者	R6年度実績の 5割減少	R6年度実績の 8割減少	ゼロにする	ゼロにする
月45時間超の者	R6年度実績の 3割減少	R6年度実績の 5割減少	R6年度実績の 8割減少	ゼロにする
年360時間超の者				

### (2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
高ストレス者の割合	5%以下	5%以下	5%以下	5%以下

## 3. 計画の期間

令和8年度～令和11年度

## 4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

○ 本市では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組みます。

### (1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

- ①学校運営協議会を活用し、登下校時間の見守り活動について、交通指導員等、保護者・地域住民にて行う。
- ②校務支援システムの機能等を活用し、調査の回答や成績処理等に係る事務負担を軽減する。
- ③部活動指導員を配置するとともに、部活動の地域展開に向けて積極的に取り組む。
- ④教育事務所と連携し、内容が重なるような研修会や会議を統合する。また、教育委員会事業について段階的に縮減する。
- ⑤特別支援教育支援員等を配置する。
- ⑥共同学校事務の充実を図る。
- ⑦夏季・年末年始に学校閉庁日を設定する。

### (2) 学校における取組

- ①時間外勤務記録表の効果的な活用を図る。
- ②衛生委員会の定期的開催、管理職による面談の実施、定時退庁日の設定と実施等を行う。
- ③学校行事等の見直しや会議の効率化を図り、学校における業務改善の推進を図る。
- ④日課表や長期休業の期間等、教育課程の見直しを推進する。
- ⑤校務支援ソフトやタイムカード等により客観的な勤務時間を把握する。

### (3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

- ①長時間勤務者の産業医による保健指導を実施する。
- ②ストレスチェック実施後の集団分析の結果等を利用して職場改善の推進を図る。
- ③年次有給休暇をまとまった日数連続して取得できるように促進する。

## 5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、宮古市のHP で公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議、市衛生委員会において報告します。
- ・学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組みます。
- ・教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施します。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施します。
- ・各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化します。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施します。